

甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

甲府市ジュエリーカタログは、イベント来場者やふるさと納税寄附者に本市が誇るジュエリーの魅力や特徴を総合的に発信し、「宝石のまち甲府」を広くPRすることを目的に作成するものである。民間事業者の専門的知識や知見による企画提案を広く募集する公募型プロポーザル方式により、最も優れた企画提案を行った事業者を優先交渉権者として決定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

6,239,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

甲府市における物品供給競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 本市内に本店、支店又は事業所等を有していること。又は、契約時において有する予定であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税等の滞納がない者であること。
- (8) 過去2年以内に、パンフレット制作や商品PRツール制作等、本業務と同種又は類似の業務を国または地方公共団体から受託し、これを適切に履行した実績を有していること。
- (9) 過去にジュエリー又は類似する小物・高付加価値商品の撮影実績を有していること。
- (10) FSC 森林認証（FSC CoC 認証等）を取得しており、パンフレットに FSC 認証マークの掲載が可能なこと。

4 企画提案方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を提出期限までに提出先へ持参または郵送すること。

	提出書類の名称	様式	提出部数
1	プロポーザル参加申込書	第1号様式	1部
2	企画提案書	第2号様式	各7部 〔うち正本1部 副本6部〕
3	会社概要等整理表	第3号様式	
4	価格提案書	第4号様式	
5	過去2年以内に作成済みの類似発行物	—	7部
6	誓約書	第5号様式	1部
7	法人住民税の未納がない証明（納税証明書）	—	1部

(2) 提出書類作成上の留意事項

ア 記載内容全般

- (ア) 書式は、様式を指定したもの以外は任意の書式とすること。
- (イ) 全ての事項に関して記述すること。
- (ウ) 明確かつ具体的に記述すること。
- (エ) 造語、略語は、専門用語又は一般用語を用いて初出の個所に定義を記述すること。
- (オ) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当するページを記入すること。

イ 書式・編集等

- (ア) 提案書のページ数は、12ページ以内（表紙は除く）とすること。
- (イ) 提出書類は各規定様式を使用して作成すること。また、特に指定のない限りはA4縦、横書き、片面印刷とすること。ただし、図面等補足資料で、A3の用紙を使用することが望ましい場合は、横折込とし、ページ数にカウントすること。
- (ウ) 各提出書類で使用する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- (エ) 各提出書類に用いる言語は日本語、通貨は円、単位はSI単位とすること。
- (オ) 用紙は、再生紙（古紙100%）の使用に努めること。

(3) 提出期限

令和8年8月21日（金）午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(5) 提出場所

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号（甲府市役所本庁舎8階）

甲府市産業部産業総室ふるさと納税課（担当：網野）

※持参の場合は平日午前9時から午後5時までとする。

(6) 企画提案に当たっての留意事項

- ア プロポーザルの参加に要する一切の費用（企画提案作成費、交通費等）は企画提案者の負担とする。
- イ 提出された企画提案等の提出書類は返却しない。
- ウ 提出された書類は、事業者の選定に必要な範囲において、本市で複製を作成することがあ

る。

- エ 企画提案書の受理後はいかなる追加及び修正を認めない。ただし、本市から要請のあったものについてはこの限りではない。
- オ 提出書類等の著作権等の取扱いについては、提出書類等に含まれる著作物の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、受注者選考結果の公表等において本市が本業務に関し必要と認める用途については、企画提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。
- カ 提出された企画提案書等が次に該当する場合は無効とする。
 - (ア) 企画提案の内容が本要領の条件に適合しないもの
 - (イ) 内容に虚偽の記載があるもの

5 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書は1者1提案とする。
- (2) 説明資料を添付する場合は、できる限り簡潔なものとすること。
- (3) 企画提案書には、「仕様書」及び「提案記載項目等一覧（別紙1）」を参照し、主として次の事項に関する提案を明確に記載すること。
 - ア 業務体制、業務実施責任者及び担当者全員の経歴・実績、連絡体制等
 - イ 過去2年以内のパンフレット制作や商品PRツール制作等、本業務と同種又は類似の業務実績（件数は問わない）
 - ウ スケジュール
 - エ 構成やデザインの案
 - オ 本業務の範囲外又は本市が要求している仕様書要件以外で独自の追加提案

6 質問書の受付及び回答

企画提案書の作成にあたり不明点等がある場合には、次のとおり提出すること。

なお、電話、FAX、来訪による口頭・持参での質問及び期限を過ぎた場合の質問は受け付けない。

- (1) 受付期間
告示日から令和8年8月10日（月）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書（第6号様式）により電子メールにて提出すること。
※電子メールの件名に「公募型プロポーザル質問書（甲府市ジュエリーカタログ制作業務）」と明記のうえ送信し、送信後に受信確認のため電話連絡（平日の午前9時から午後5時まで）をすること。
【E-mail】 furusaton@city.kofu.lg.jp
【電話】 055-237-5328
- (3) 回答方法
事業者名は伏せて、令和8年8月14日（金）までに甲府市ホームページ内に掲載する。

7 選考について

提出資料に基づき審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者の選考を行う。

選考にあたっては、「提案記載項目等一覧（別紙1）」に基づき提案された内容について、「甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託受託事業者選考審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において企画提案書及び提出資料の内容を公平かつ客観的に審査し、「甲府市ジュエリーカタログ制作業務委託に係る優先交渉権者選考方法について（別紙2）」により、各審査員の合計得点の平均を審査結果とし、合計得点が基準点6割を超えた者のうち最も高い者を優先交渉

権者として選定する。

また、応募事業者が1者のみであっても各審査項目の合計点が60点以上となる場合は優先交渉権者として選定する。

審査結果は電子メールにて通知することとし、令和8年8月31日（月）を予定している。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

8 スケジュール

公募開始（告示）	令和8年8月4日（火）
質問受付期間	公募開始～令和8年8月10日（月）
質問への回答	令和8年8月14日（金）
企画提案書の提出期限	令和8年8月21日（金）
審査結果の通知	令和8年8月31日（月）を予定
契約手続	令和8年9月上旬を予定

9 前年度の成果物の確認

前年度に委託者が作成した成果物の確認を希望する場合は、事前に事務局に連絡のうえ、成果物を受け取ることができる。なお、電子版は市ホームページから確認することができる。

<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/kikaku-somu/shise/kifu/oen.html>

10 企画提案者の失格

企画提案者が次の各号に該当する場合は、失格とする。

- （1）見積額が第2（4）の提案上限額を超える場合
- （2）第3の参加資格要件を満たさなくなった場合
- （3）提出書類等に虚偽の記載があった場合
- （4）審査の公平性を害する行為や当該プロポーザルの手続を通じて著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- （5）審査委員会の選考委員または事務局職員に対して、直接または間接的に当該プロポーザルに関し援助を求めた場合
- （6）契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

11 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、当該プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合においては、応募に関わる一切の経費は本市に請求できない。

12 参加辞退

プロポーザル参加申込書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（第7号様式）を提出すること。参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。郵送する場合は、必ず「特定記録郵便」で郵送すること。

13 事務局（問い合わせ先）

甲府市役所産業部産業総室ふるさと納税課（甲府市役所本庁舎8階）

〒400-8585 甲府市丸の内1丁目18番1号（担当：網野）

【E-mail】furusaton@city.kofu.lg.jp

【電話】055-237-5328